

旧	新
ビジ助でんき需給約款（低圧） Ⅱ 契約の申込み 第 6 条 <u>電気需給契約</u>の申込み 1 お客さまが新たに電気の<u>需給契約</u>を希望される場合は、あらかじめ本約款および託送約款等における需要者に関する事項を遵守することを承認のうえ、当社所定の様式により申し込みます。 2 当社は、以下の場合には、<u>その</u>申込みを承諾しないことがあります。 (2) 法令、電気の需給状況、供給設備の状況、当社の与信基準適合性または料金の支払状況(既に消滅しているものを含み、他の需給契約の料金の支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。)その他の事情により当社が承諾をしないことに合理的な理由があるとき。 第 7 条 <u>電気需給契約</u>の成立および契約期間 1 <u>電気需給契約(以下「本電気需給契約」といいます。)</u>は、お客さまの申込みを当社が承諾したときに成立します。 2 契約期間は、以下によります。 (1) 契約期間は需給開始日から <u>2年目の</u>日までとします。ただし、契約期間満了日の1カ月前までに、お客さままたは当社の一方から相手方に対する書面による終了の意思表示がなされないときは、<u>本電気需給契約</u>は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されます。	ビジ助でんき需給約款（低圧） Ⅱ 契約の申込み 第 6 条 <u>本契約</u>の申込み 1 お客さまが新たに<u>当社から</u>電気の<u>供給を受けること</u>を希望される場合は、あらかじめ本約款および託送約款等における需要者に関する事項を遵守することを承認のうえ、当社所定の様式により<u>本契約を</u>申し込みます。 2 当社は、以下の場合には、<u>本契約の</u>申込みを承諾しないことがあります。 (2) 法令、電気の需給状況、供給設備の状況、当社の与信基準適合性または料金の支払状況(既に消滅しているものを含み、他の需給契約の料金の支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。)その他の事情により当社が<u>本契約の申し込みを</u>承諾をしないことに合理的な理由があるとき。 第 7 条 <u>本契約</u>の成立および契約期間 1 <u>本契約</u>は、お客さまの申込みを当社が承諾したときに成立します。 2 契約期間は、以下によります。 (1) 契約期間は需給開始日から <u>24カ月を経過する</u>日までとします。ただし、契約期間満了日の1カ月前までに、お客さままたは当社の一方から相手方に対する書面による終了の意思表示がなされないときは、<u>本契約</u>は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されます。

旧	新
第 9 条 <u>電気需給契約</u>の単位 当社は、1 需要場所について 1 契約種別を適用して<u>本電気需給契約</u>を結びます。ただし、電灯または小型機器と動力をあわせて使用する需要で、従量電灯と低圧電力をあわせて契約する場合を除きます。 第 10 条 供給の開始 1 当社は、お客さまの<u>需給契約</u>の申込みを承諾したときには、お客さまと協議のうえ、需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、速やかに電気を供給します。 2 需給開始日は、以下のとおりとします。 (2) 第 7 条(<u>電気需給契約</u>の成立および契約期間)2(4)の場合、お客さまが電気の使用を開始した日を需給開始日とし、需給開始日に電気を供給したものとみなします。 第 11 条 供給の単位 当社は、以下の場合を除き、1 <u>需給</u>契約につき、1 供給電気方式、1 引込みおよび 1 計量をもって電気を供給します。 (1) 共同引込線(2 以上の<u>需給</u>契約に対して 1 引込により電気を供給するための引込線をいいます。)による引込みで電気を供給する場合 (2) その他技術上、経済上やむをえない場合 IV料金の算定および支払 第 16 条 料金の算定および日割計算	第 9 条 <u>本契約</u>の単位 当社は、1 需要場所について 1 契約種別を適用して<u>本契約</u>を結びます。ただし、電灯または小型機器と動力をあわせて使用する需要で、従量電灯と低圧電力をあわせて契約<u>を締結</u>する場合を除きます。 第 10 条 供給の開始 1 当社は、お客さまの<u>本契約</u>の申込みを承諾したときには、お客さまと協議のうえ、需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、速やかに電気を供給します。 2 需給開始日は、以下のとおりとします。 (2) 第 7 条(<u>本契約</u>の成立および契約期間)2(4)の場合、お客さまが電気の使用を開始した日を需給開始日とし、需給開始日に電気を供給したものとみなします。 第 11 条 供給の単位 当社は、以下の場合を除き、1 契約につき、1 供給電気方式、1 引込みおよび 1 計量をもって電気を供給します。 (1) 共同引込線(2 以上の契約に対して 1 引込により電気を供給するための引込線をいいます。)による引込みで電気を供給する場合 (2) その他技術上、経済上やむをえない場合 IV料金の算定および支払 第 16 条 料金の算定および日割計算

旧	新
2 料金は、<u>需給</u>契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定します。 V使用および供給 第 19 条 適正契約の保持 当社は、当該一般送配電事業者から、接続供給契約が電気の使用状態に比べて不適当であるとして、その契約を適正なものに変更することを求められた場合その他<u>需給契約</u>の内容が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合、速やかに契約を適正なものに変更<u>していただきます</u>。 第 20 条 お客さまの協力 2 立入り業務への協力 当社が本契約の遂行上、需要場所への立入りが必要と認める場合、または当該一般送配電事業者が以下の(1)から(6)に掲げる業務を実施する旨の要請があった場合、お客さまの承諾を得て需要場所へ立ち入りさせていただきます。この場合には、正当な理由がない限り、お客さまは、当社または当該一般送配電事業者の需要場所への立入りをあらかじめ承諾します。なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示します。 (5) 第 21 条(供給の停止)、第 30 条(お客さまによる<u>電気需給契約</u>の解約)1、第 32 条(当社による<u>電気需給契約</u>の解約等)および第 33 条(当社による料金単価の変更)2 に基づく供給の停止ならびに契約の終了により必要な処置に関する業務	2 料金は、<u>1</u>契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定します。 V使用および供給 第 19 条 適正契約の保持 当社は、当該一般送配電事業者から、接続供給契約が電気の使用状態に比べて不適当であるとして、その契約<u>条件</u>を適正なものに変更することを求められた場合その他<u>本契約</u>の内容が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合、速やかに契約<u>条件</u>を適正なものに変更<u>させていただきます</u><u>があります</u>。 第 20 条 お客さまの協力 2 立入り業務への協力 当社が本契約の遂行上、需要場所への立入りが必要と認める場合、または当該一般送配電事業者が以下の(1)から(6)に掲げる業務を実施する旨の要請があった場合、お客さまの承諾を得て需要場所へ立ち入りさせていただきます。この場合には、正当な理由がない限り、お客さまは、当社または当該一般送配電事業者の需要場所への立入りをあらかじめ承諾します。なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示します。 (5) 第 21 条(供給の停止)、第 30 条(お客さまによる<u>本契約</u>の解約)1、第 32 条(当社による<u>本契約</u>の解約等)および第 33 条(当社による料金単価の変更)2 に基づく供給の停止ならびに<u>本契約</u>の終了により必要な処置に関する業務

旧	新
第 25 条 損害賠償の免責 3 第 21 条(供給の停止)によって当該一般送配電事業者により電気の供給が停止された場合、第 30 条(お客さまによる<u>電気需給契約</u>の解約)によってお客さまが本契約を解約した場合、またはお客さまが第 32 条(当社による<u>電気需給契約</u>の解除等)の各号に該当したことにより本契約が終了した場合、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。 VI 契約の変更および終了 第 28 条 <u>電気需給契約</u>の変更 1 お客さまが<u>電気需給契約</u>の変更(お客さまの<u>需給</u>契約上の地位を新たなお客さまに承継する場合を含みます。)を希望される場合は、原則として、Ⅱ(契約の申込み)に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準じます。 2 1 の規定に従い契約事項を変更する場合、変更後の新たな契約期間は、<u>契約</u>変更日から <u>1 年目の日までとします。</u> 第 30 条 お客さまによる<u>電気需給契約</u>の解約	第 25 条 損害賠償の免責 3 第 21 条(供給の停止)によって当該一般送配電事業者により電気の供給が停止された場合、第 30 条(お客さまによる<u>本契約</u>の解約)によってお客さまが本契約を解約した場合、またはお客さまが第 32 条(当社による<u>本契約</u>の解除等)の各号に該当したことにより本契約が終了した場合、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。 VI 契約の変更および終了 第 28 条 <u>本契約</u>の変更 1 お客さまが<u>本契約</u>の変更(お客さまの契約上の地位を新たなお客さまに承継する場合を含みます。)を希望される場合は、原則として、Ⅱ(契約の申込み)に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準じます。 2 1 の規定に従い契約事項を変更する場合、変更後の新たな契約期間は、変更日から <u>1 年間とします。</u> 第 30 条 お客さまによる<u>本契約</u>の解約

旧	新
1 お客さまが本契約を解約する場合は、あらかじめその解約希望日を定めて、希望日の1カ月前までに当社に対し書面または、当社が適切と判断した方法により通知(以下「解約通知」といいます。)していただきます。なお、お客さまが当社に解約通知をせずに他の小売電気事業者に需給契約の申込みを行ったことによって、電力広域的運営推進機関から当社に解約期日の通知がなされた場合、当該通知をもってお客さまの解約通知とみなします。 2 本契約は、第32条(当社による電気需給契約の解除等)および以下の場合を除き、お客さまが当社に通知された解約希望日または電力広域的運営推進機関から当社に通知がされた解約期日に終了します。 3 1に基づくお客さまからの申出により、需給開始日以降2年目の日以内に需給契約を終了される場合には、別表6に定める解約手数料を申し受けます。 4 1に基づくお客さまからの申出により需給契約を終了される場合、契約終了時点で別表5にもとづく分割支払金が完済されていないときは、お客さまは、別表6の定めに従いこれを一括で支払うものとします。	1 お客さまが本契約を解約する場合は、あらかじめその解約希望日を定めて、希望日の1カ月前までに当社に対し書面または、当社が適切と判断した方法により通知(以下「解約通知」といいます。)していただきます。なお、お客さまが当社に解約通知をせずに他の小売電気事業者から電力の供給を受ける契約の申込みを行ったことによって、電力広域的運営推進機関から当社に解約期日の通知がなされた場合、当該通知をもってお客さまの解約通知とみなします。 2 本契約は、第32条(当社による本契約の解除等)および以下の場合を除き、お客さまが当社に通知された解約希望日または電力広域的運営推進機関から当社に通知がされた解約期日に終了します。 3 1に基づくお客さまからの申出により、需給開始日から24カ月を経過する日より前に本契約を終了される場合には、別表6に定める解約手数料を申し受けます。 4 <u>当社は、本契約の解約希望日現在において、支払い期限を徒過した料金等についてお客さまの未払いがあるときは、本契約の解約条件について別途、お客さまと協議することができます。お客さまは、当社から協議要請があったときは、これに応じるものとします。</u>
第31条 需給開始後の電気需給契約の解約または変更に伴う料金および工事費の精算 2 お客さまが、電気の使用を開始され、その後契約電力等の変更を行い、または本電気需給契約を解約する場合に、当社が託送約款等に基づき当該一般送配電事業者から工事費の精算を求められた場合は、お客さまはその精算金を当社に支払うものとします。	第31条 需給開始後の本契約の解約または変更に伴う料金および工事費の精算 2 お客さまが、電気の使用を開始され、その後契約電力等の変更を行い、または本契約を解約する場合に、当社が託送約款等に基づき当該一般送配電事業者から工事費の精算を求められた場合は、お客さまはその精算金を当社に支払うものとします。

旧	新
第 32 条 当社による電気需給契約の解除等 1 お客さまが、以下のいずれかに該当するときは、当社は本電気需給契約を解除できます。なお、この場合には、当社は解約日の 15 日前までにその旨をお客さまに書面で通知します。 4 当社は、第 1 項の他、事業撤退等またはその他の事由で、お客さまに 3 カ月前に通知することにより 本電気需給契約を中途解約することができます。 VIIその他 第 38条カスタマー・ハラスメントの禁止 1—お客さまは、当社への要望を実現するための手段として、以下の各号に 例示される社会通念上相当な範囲を超える行為(いわゆるカスタマー・ハラスメント)を行ってはならないものとします。 (1)身体的な攻撃(暴行、傷害) (2)精神的な攻撃(脅迫、中傷、名誉棄損、侮辱、暴言、人格を否定する発言) 4	第 32 条 当社による本契約の解除等 1 お客さまが、以下のいずれかに該当するときは、当社は本契約を解除できます。なお、この場合には、当社は解約日の 15 日前までにその旨をお客さまに書面で通知します。 4 当社は、第 1 項の他、事業撤退等またはその他の事由で、お客さまに 3 カ月前に通知することにより 本契約を中途解約することができます。 VIIその他 第 38条カスタマー・ハラスメントの禁止 1.お客さまは、当社に対して、「<u>スターティアホールディングスグループカスタマー・ハラスメントに対する基本指針</u>」（以下「<u>カスハラ基本指針</u>」といいます。）（URL: https://www.startiaholdings.com/customer_harassment.html）に 掲げる、カスタマー・ハラスメントに該当し得る行為を行ってはならないものとします。 (削除) (削除) <u>2.お客さまが、前項の規定に違反した場合、当社はカスハラ基本指針に従い、役務の提供を中止することができます。この場合、当社はお客さまに対する債務不履行責任を負いません。</u>

旧	新
3) 威圧的な言動(威嚇行為) (4)土下座の要求など合理的理由のない謝罪要求 (5)継続的な言動または執拗な言動(繰り返しまたは執拗な電話連絡を含む) (6)拘束的な言動(不退去、居座り、監禁、同様の要求やクレームを繰り返すことによる長時間の拘束行為) (7)差別的な言動 (8)性的な言動、要求 (9)従業員個人に対する攻撃、要求(処罰の要求、プライベートの情報を探る行為を含む) (10)過剰なサービスの提供の要求(保証の範囲を超えた無償修理の要求や、合理的理由のない金銭補償の要求を含む) (11)SNSやインターネットでの誹謗中傷 (12)無許可での当社グループ関連施設内への立ち入り、録音、撮影 2 当社は、カスタマー・ハラスメントについて、警察および弁護士などの外部機関と連携して厳正に対処します。 2025 年 5 月 25 日 改訂 (追加)	3 (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) 当社は、カスタマー・ハラスメントについて、カスハラ基本指針に従い警察や弁護士等の外部機関と連携するなどして、厳正に対処します。 2025 年 5 月 25 日 改訂 2025 年 11 月 24 日 改訂

旧	新
別表 5 契約種別および電気料金等 3 従量電灯 (6) 料金 基本料金単価×契約電力等 ハ当社は、電力量料金の一部について、当社が必要と判断した場合、分割してお客さまに対し請求することができます。分割対象となる料金項目には、電源調整費を含みますが、これに限られません。 4 低圧電力 (4) 料金 基本料金単価×契約電力等 ハ当社は、電力量料金の一部について、当社が必要と判断した場合、分割してお客さまに請求することができます。分割対象となる料金項目には、電源調整費を含みますが、これに限られません。 別表 6 解約手数料、解約時の分割支払金の一括支払い	別表 5 契約種別および電気料金等 3 従量電灯 (6) 料金 基本料金単価×契約電力等 ハ当社は、電力量料金の一部について、当社が必要と判断した場合、分割請求とすることができます。分割請求の対象となる料金項目には、電源調整費を含みますが、これに限られません。 4 低圧電力 (4) 料金 基本料金単価×契約電力等 ハ当社は、電力量料金の一部について、当社が必要と判断した場合、分割請求とすることができます。分割請求の対象となる料金項目には、電源調整費を含みますが、これに限られません。 別表 6 解約手数料、解約時における分割請求の一括支払い

旧	新
1 第 30 条(お客さまによる <u>電気需給契約</u> の解約)1 に基づくお客さまからの申出により、需給開始日以降 2 年目の日以内に需給契約を終了される場合には、次表の区分に応じた解約手数料を申し受けます。解約手数料について支払を要する額は、解約手数料に消費税等相当額を加算した額とします。 2 第 30 条(お客さまによる <u>電気需給契約</u> の解約)1 に基づくお客さまからの申出が、移転等によりその需要場所で電気の供給を受けなくなることを理由とする需給契約の終了の申出であって、やむをえない事情であると当社が認めた場合、1 の規定によらず、当社は解約手数料を申し受けません。 3 第 30 条(お客さまによる <u>電気需給契約</u> の解約)1 に基づくお客さまからの申出により需給契約を終了される場合、契約終了時点で別表 5 に規定される分割 支払金が完済されていないときは、お客さまは、残金を一括で当社に 対し 支払うものとします。 41 に基づく解約手数料および 3 に基づく分割支払金の一括支払いは、当社からお客さまへ請求する最終の電気料金等とともにお支払いいただくものとします。	1 第 30 条(お客さまによる <u>本契約</u> の解約)1 に基づくお客さまからの申出により、需給開始日以降 2 年目の日以内に需給契約を終了される場合には、次表の区分に応じた解約手数料を申し受けます。解約手数料について支払を要する額は、解約手数料に消費税等相当額を加算した額とします。 2 第 30 条(お客さまによる <u>本契約</u> の解約)1 に基づくお客さまからの申出が、移転等によりその需要場所で電気の供給を受けなくなることを理由とする需給契約の終了の申出であって、やむをえない事情であると当社が認めた場合、1 の規定によらず、当社は解約手数料を申し受けません。 3 お客さまは、<u>本契約の終了をもって、当然に別表 5 に規定される分割請求についての期限の利益を喪失し、直ちにその</u>残金を一括で当社に支払うものとします。 (削除)